

足立区外からの申請確認票

以下の確認項目をよくお読みいただき、該当欄にチェック及び記入をしてください。

確認項目		□にチェックをお願いします。	
1. 申込締切日時点で住民票がある自治体を記入してください（政令指定の場合、～区まで記入）。		【市・区・町・村】	
2. 現在住んでいる自治体の認可保育施設に在籍していますか。在籍している場合、退園届はもう提出済ですか。	いいえ ・ はい	☐	後日提出予定
		☐	内定が出るまで区外認可に通園希望
		☐	提出済【月末退園】
3. 足立区の保育施設利用申込案内の P17 を確認しましたか。	いいえ ・ はい		
4. 申請書類はすべて漏れなく記載しましたか。		☐	申請書に記載がない部分があると書類の再提出をお願いする場合があります。
5. 足立区に転入する予定はありますか。	いいえ ・ はい	転入予定がある場合、「転入に関する申立書（足立区書式）」と転入を証明する書類（不動産売買・賃貸借契約書等）が必要です（詳しくは申込案内 P17 を確認してください）。	
6. 5 が「はい」の場合、「転入に関する申立書（足立区書式）」と転入を証明する書類は添付しましたか。	いいえ ・ はい	☐	添付した。
		☐	後日提出予定。
		☐	提出しない。 ※提出がないと審査上減点となります。
7. 5 が「はい」の場合かつ保育必要事由が「就労」の場合、区内転入後も、入所月 1 日時点の勤務条件（就労日数・就労時間）は変更ないですか。	いいえ ・ はい	☐	就労先の変更はない（就労日数・時間数ともに変更なし）。
		☐	就労先は変わるが、入所月 1 日時点で就労日数・就労時間数ともに変更はない。※再度就労証明書の提出を依頼する場合があります。
		☐	就労先が変わり、入所月 1 日時点で就労日数・就労時間数が減少する可能性がある。※届け出なく就労条件が変更となった場合、再審査の上内定が取り消しとなることがあります。
8. 課税証明書を添付しましたか。 ※再提出が最も多い書類です。 ※提出書類の年度も改めてご確認ください。 （申込案内 P13 参照）	いいえ ・ はい	☐	課税証明書を添付した。（年度）
		☐	後日提出予定。
		☐	提出しない。※提出がない場合同点時不利となる場合があります。
		☐	基準日時点では区内にいた。※区内にいた時の氏名が現在と異なる場合はご記入ください。 【 】
9. 申込児童の本人確認書類は添付しましたか。	いいえ ・ はい	☐	氏名・生年月日・性別・住所の確認にのみ利用します。
10. 申込締切日時点で住民票のある自治体に足立区の締切日より 1 週間前に書類を提出しましたか	いいえ ・ はい	☐	足立区では自治体からの郵送及び FAX 送信のみ対応しています。締切日以降に足立区に届いたものは審査対象外となりますのでご注意ください。
		☐	住民票のある自治体から直接足立区に提出するように指示があった（転入予定があるため）。

裏面も併せてご確認ください。

確認項目		□にチェックをお願いします。	
※区内転入によりお申し込みをされる方※ 転入予定ありで申請された方は、入所月 1 日までに転入の上、足立区保育・入園課入園第一係～第三係の窓口で本申請の手続きをしていただく必要があります。 本申請のお手続きいただけない場合、内定がでていたとしても内定取り消しとなる場合がありますのでご注意ください。 (例)4 月入所で内定出た場合、4 月 1 日までに手続きが必要		☐	確認した。 来庁予定日 【 年 月 日 】 (記載時の予定で構いませんので可能であればご記入ください)
※ひとり親としてお申し込みをされる方※ 申込締切日時点で異性やパートナーと同居している、または転入後に異性またはパートナーと同居する予定はありますか（申請児童のきょうだい、祖父母は除く）。	いいえ ・ はい	☐	虚偽の申告をした場合、内定取り消しや退所となる場合がありますのでご注意ください。
		☐	同居異性やパートナーがいる（予定がある）場合、その方の家庭で保育できないことを証明する書類をご提出ください。 ※提出がないと審査上不利となります。

- ※ 申告内容について照会させていただくことがあります。
- ※ 記入内容が事実と異なる場合は、退所または内定取消となります。
- ※ 記載内容に不備があると、利用調整の順位に影響を及ぼすことがあります。